

株式会社日本政策金融公庫 御中

住 所

商号又は名称

代表者名

ゴム印又は代表者の自署

## 働き方改革実現計画書

## 1 働き方改革を図るための具体的な取組み

今般取組む該当項目にチェックのうえ、具体的な取組み内容（取組み①～⑪については数値目標を必ず記載のこと）及び実施時期を記載する。

- ① 非正規雇用労働者の待遇改善（※1）
- ② 事業場内最低賃金の引上げ（※2）
- ③ 従業員の長時間労働の是正（※3）
- ④ 次世代法に基づく一般事業主行動計画を届け出
- ⑤ 女活法に基づく一般事業主行動計画を届け出
- ⑥ 青少年雇用促進法に基づく認定を取得
- ⑦ 障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供
- ⑧ 外国人労働者の雇用管理の改善（※4）
- ⑨ 健康経営優良法人の認定を取得
- ⑩ 雇用する従業員のリスクリシング
- ⑪ 非正規雇用労働者の正社員化

（※1）平均基本給について、2%以上の増額を必須とする。なお、「非正規雇用」とは、2ヵ月以下の期間を定めて雇用されている有期契約労働者及び1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働者に比べて短い労働者をいう。

（※2）企業の事業場（事業場が複数ある場合、引上げ対象事業場）における雇入れ後6ヵ月を超過した労働者（最低賃金法第7条の対象労働者を除く。）の最も低い時間当たりの賃金額を2%以上増額することをいう。

なお、添付する賃金台帳等は上記要件を満たしているものを申込企業において確認済みであることが必要である。

（※3）所定外労働時間について、全従業員の平均の月間所定外労働時間数を前年同月と比べて5時間以上削減することをいう。

（※4）「外国人労働者」とは、外国人（日本の国籍を有しない者をいい、次に掲げる者を除く）の労働者をいう。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格（同法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。以下同じ。）をもつて在留する者
- 二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者

内 容	実施時期
配送業務を担うことのできる非正規雇用労働者を育成し、非正規雇用労働者全体の平均基本給を165千円から10%以上増加	令和7年7月～令和8年6月の平均

## 2 働き方改革を図るための必要資金

必要資金額及び資金使途	資 金 調 達
研修センターの設置費用：50百万円	公庫借入：50百万円
増加人件費：5百万円	自己資金：5百万円